

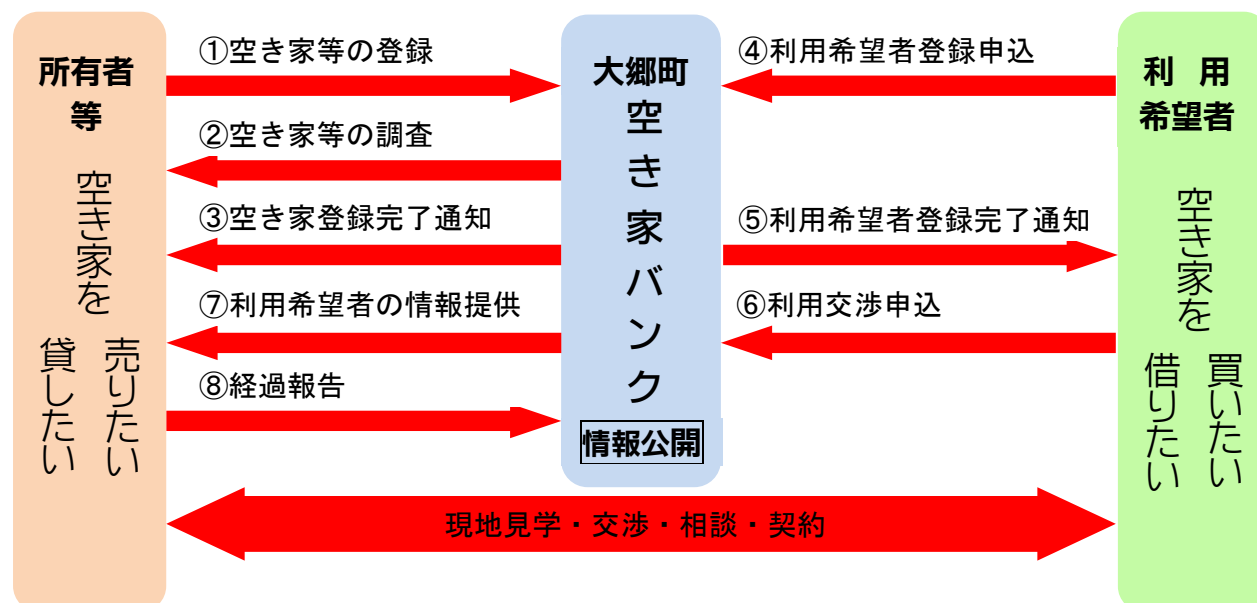
空き家バンクの概要

大郷町では、空き家等の有効利用を通じて、大郷町民と都市住民の交流拡大や移住定住の促進による地域の活性化等を図るため、空き家バンクを開設します。

この制度では、大郷町内に空き家等をお持ちの方で空き家等を貸したい・売りたいとお考えの方と、大郷町内に住むために空き家等を借りたい・買いたいとお考えの方にご登録いただき、双方にその情報を提供します。

空き家バンクの仕組み

※情報公開とは個人情報を除いた空き家等の物件概要、所在地域、外観写真等を町のホームページに掲載することです。



※町は窓口やホームページでの情報提供、空き家所有者等と利用希望者の必要な連絡調整、現地見学の同行等は行いますが、交渉や契約等の仲介は行いません。

空き家の登録

- ① 所有者等は、貸したい・売りたい空き家等を町に登録【様式1・2】
- ② 町で所有者等と一緒に空き家調査（間取り等の登録内容の確認、写真撮影等）を実施
- ③ 審査後に申込者へ登録完了通知【様式3】

※空き家等の登録完了後に登録内容の変更や抹消を希望する場合は別途届出が必要です。

空き家の利用希望者の登録

- ④ 空き家バンクに登録された空き家等を借りたい・買いたい利用希望者が利用希望者登録【様式6】と誓約書【様式7】を町に提出
- ⑤ 町は審査後に利用希望者へ登録完了通知【様式8】
- ⑥ 利用希望者は借りたい・買いたい空き家等について町に利用交渉申込【様式11】

※利用希望者の登録完了後に登録内容の変更や抹消を希望する場合は別途届出が必要です。

所有者等と利用希望者の交渉

- ⑦ 町は空き家所有者等に利用希望者からの利用交渉申込等を情報提供
- ⑧ 空き家所有者等は町からの情報提供後に町へ経過報告

※賃貸借や売買の契約等に関することは当事者間（不動産業者を含む）でご協議いただきます。